

○観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

平成20年6月30日条例第28号

改正

平成22年3月26日条例第10号

平成23年6月28日条例第13号

平成26年9月30日条例第26号

平成27年6月30日条例第40号

観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等について、医療費の一部を助成することにより、ひとり親等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ひとり親等」とは、観音寺市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する者をいう。）で現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）している者
- (2) 前号及び第4号に掲げる者が現に扶養している児童
- (3) 父母のない児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。）
- (4) 配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する者をいう。）で現に児童を扶養している者
- (5) 婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であって、第1号及び前号に掲げる者に準ずるものと市長が認める者

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に規定する障

害に該当する者又は20歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。ただし、月の初日以外の日において20歳に達するときは、その属する月の末日まで20歳未満とみなす。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- (3) 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）
- (4) 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- (5) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程
(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、ひとり親等であって、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付を受けることができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 観音寺市子ども医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第27号）第3条に規定する対象となる子ども（満6歳に達した日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）であって同条例に規定する助成対象者が保護する者
- (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の支給については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額を超える者
- (4) 民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてひとり親等の生計を維持する者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令

で定める額以上である者

3 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格者証の交付等)

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 医療費の助成は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月（正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあつては、市長の認める月）以後において受けた医療について行うものとする。

(医療費の助成)

第5条 市は、受給資格者（対象者であつて前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額（観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成20年観音寺市条例第29号)の規定に基づく受給資格者が、同条例の規定により受けることができる医療費の助成額及び医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により、医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。以下「対象一部負担金額」という。)をひとり親家庭等医療費として助成する。

2 前項の医療に要した費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によつて算定した額（医療保険各法その他の法令等の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあつては、その基準によつて算出した額）及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(助成の方法)

第6条 市は、前条第1項に定める助成すべき額を、当該受給資格者に代わり、当該保険

医療機関等に支払うことができる。ただし、受給資格者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、受給資格者の申請に基づいて助成するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（損害賠償の返還）

- 第7条 市長は、受給資格者又はその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（不正利益の返還）

- 第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 平成20年8月1日前に受けた医療に係る母子家庭等医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月26日条例第10号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月28日条例第13号）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月 30日 条例第26号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月 30日 条例第40号）

- 1 この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。